

白山市在宅介護サービス利用料助成 制度変更のお知らせ

本制度は助成対象となるサービスの拡大及び持続可能な制度へと見直しを図り、令和8年支給分（令和6年8月～令和7年7月の在宅介護サービス利用分）から下記のとおり変更となります。

	改正後	現行
対象となるサービス	在宅介護サービス費 ショートステイを対象に追加	在宅介護サービス費 ※ショートステイを除く
助成率	20%	30%
対象者	要介護認定者	要支援・ 要介護認定者 （事業対象者含む）
助成上限額	30,000 円／年	なし
添付書類	申請書のみ	申請書 + 利用票別票

○令和8年支給分の申請受付開始は原則、令和7年8月1日です。

○申請方法については、今までとおり、代行申請または本人・家族からの申請のどちらでも受付します。

お問い合わせ

白山市役所長寿介護課 介護保険係 076-274-9529（直通）